

【参考】公表資料の修正に係る質問回答抜粋

資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問・意見内容	回答
要求水準書	P47	第2 施設整備に関する要求水準	5 設計業務に関する要求水準	(7) 設計図書	実施設計図書	LLC算定表とありますが、LCCCのごとでしょうか。	ご認識のとおりです。
要求水準書	P52～53	第2 施設整備に関する要求水準	6 建設業務に関する事項	(4) 業務の要求水準	カ 完成後業務	(ア) 完成検査及び完成確認 「c完成図書の提出」について、前回質疑で「詳細は、募集要項等公表時に、契約書(案)にて提示します。」とありましたが、示されていないように存じます。具体的な提出資料の書式や部数をご指示いただけますでしょうか。	完成図書の提出については、以下のとおりとします。なお、部数は各2部以上としますが、提出時の体裁、部数については別途市の指示するところによります。 ①完成通知書 ②工事完成引渡書 ③鍵及び工具引渡書 ④官公署・事業会社の許可書類及び一覧表 ⑤検査試験成績書 ⑥保守点検指導書 ⑦保証書 ⑧消防法第17条の3の2の規定による検査済証 ⑨完成図（工事完成図一式） ⑩工事完成写真 ⑪建築基準法第6条第1項の規定による確認済証 ⑫建築基準法第7条第3項の規定による中間検査合格証 ⑬建築基準法第7条第1項の規定による検査済証 ⑭その他必要となる検査済証、届出書、報告書等 ⑮その他必要図書 要求水準書を修正します。
要求水準書	P57	第3 施設の開業準備に関する基本的事項	2 施設の開業準備に関する要求水準	(4) 広報活動業務	ア 予約受付開始日の30日前までに本施設のホームページを開設し、本施設の機能、特徴、利用方法等を周知すること。	アに予約受付開始日の30日前までに本施設のホームページを開設とあります。他項の記載内容を含め、次のように規定されるものと考えてよろしいでしょうか。①施設利用要領＝供用開始日の3ヶ月前までに市の承認、②予約受付開始日＝供用開始日の3ヶ月前以降、③ホームページ開設＝概ね供用開始日の4ヶ月以前。この際、要求水準書56ページ第3-1-(4)ウ内の表の規定と時期の整合が図れませんので、書式の提出期日やホームページ構築等の期限設定を伴う業務の相関・時期を再整理願います。	前段はご認識のとおりです。また、要求水準書56ページ第3-1-(4)ウ内の表「(インターネット) ホームページ開設の7か月前)」は削除します。
要求水準書	P60～62	第4 施設の維持管理・運営に関する基本的事項	1 施設の維持管理・運営業務における体制及び提出書類について	(2) 体制	ア 統括責任者及び各業務責任者	統括副責任者について、統括責任者と同様の規定のもと、各業務責任者との兼務を認めてもらえないでしょうか。	統括責任者を専属とする場合には、統括副責任者の兼務は可能とします。
様式集その1(Word)	P56	【民間収益事業に関する提案書】	様式9	表紙	—	左上の「(様式9)」の記載が抜け落ちているように思います。	表紙の左上に「(様式9)」をご記入の上作成してください。また、P55左下に「(様式9)」が記載されているため、削除してください。
基本協定書(案)	P5	第8条(秘密保持義務)	第3項	—	—	開示対象範囲の追加として、(6) 企業グループの親会社及び子会社、を追加をお願いいたします。	左記のとおり対応します。
基本契約書(案)	P2	第10条(維持管理・運営業務)	第2項	—	—	基本協定書案を整合させるため、「～指定管理者基本協定により委託を受けている業務～」は、「～委任(又は管理)を受けている業務～」に修正いただけないでしょうか？	「～指定管理者基本協定により委任(又は管理)を受けている業務～」に修正します。
基本契約書(案)	P4	第13条(秘密保持義務)	第3項	—	—	開示対象範囲の追加として、(6) 企業グループの親会社及び子会社、を追加をお願いいたします。	左記のとおり対応します。
基本契約書(案)	P9	別紙1	不可抗力	—	—	不可抗力の定義に、「台風」「津波」「パンデミック」を追加いただけないでしょうか？	左記のとおり対応します。

基本契約書 (案)	P10	別紙2	設計・建設期間の定義	—	—	「設計・建設期間」の開始が「契約締結日」となっていますが、同書別紙1と定義の表現と合わせて、「事業契約締結日」に統一いただきたく思います。	左記のとおり対応します。
建設工事請負 仮契約書 (案)	P2	特約事項	第2項	—	—	「現場代理人及び主任技術者を定めて工事現場に置くときは、現場代理人及び主任技術者等指名届（約款第10条関係）を契約締結後14日以内に提出すること。」とありますが、本事業では契約締結後から工事着手日まで期間が空きますため、現場代理人・主任技術者等の選定は、工事着手日の1か月前等に変更頂く事は可能でしょうか。又は、契約締結時に想定していた現場代理人・主任技術者等から変更が生じた場合は許容頂けますでしょうか。 建設工事請負仮契約書（案）第10条においても「設計図書に定めるところにより」との記載があることから、条文上は令和8年3月時（設計図書未完成時）を想定していない事も踏まえ、上記をご検討頂けないでしょうか。	工事着手まで相当の期間があることから、ご提案を踏まえ、現場代理人及び主任技術者の指名は工事着手日の1か月前でも可とします。
建設工事請負 仮契約書 (案)	P4	建設工事請負契約約 款	第15条（支給材料 及び貸与品）	第1項	—	支給材料・貸与品について、「品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる」とあります。 また、約款第1条第1項にて「設計図書（公表した公募資料及び提案書をいう）」及び「この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう）」とあります（一部中略）。 よって、提案書の内容が設計図書となっており、約款及び設計図書を内容として工事請負契約を履行するため、提案時に、支給材料・貸与品の数量等の詳細を記載する必要が生じております。 提案時に数量等の詳細を提出することは困難なため、「支給材料・貸与品については、実際の着工時までには、品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期を定める」というような内容に変更いただきたく存じます。	契約時に支給材料・貸与品の数量等の詳細を記載することは不要とします。 実施設計図書提出時に提出する「数量調書」にて確認いたします。
指定管理者基本 協定書 (案)	P5	第4章 指定管理者業 務の実施	第17条（事前準 備）	第2項	—	事前準備の経費は乙（指定管理者企業）が負担する、とありますが、開館準備業務と矛盾しませんでしょうか？	甲の負担として、指定管理者基本協定書（案）を修正します。
業務対価の支払 い方法及び改定 方法	P2	2 業務対価の算定及 び支払方法	(1) 業務対価Aの 算定及び支払方法	—	—	建設工事請負仮契約書（案）には中間前払いの記載がある一方、本資料では中間前払いへの言及がありません。中間前払いを受ける場合の支払方法につきましても追記頂けますでしょうか。	建設工事については、各年度の事業費（出来高）に基づき、前金払＋中間前金払又は部分払とすることも可とします。詳細は、事業者選定後に協議します。
業務対価の支払 い方法及び改定 方法	P3	2 業務対価の算定及 び支払方法	(2) 業務対価Bの 算定及び支払方法	—	—	支払方法欄に指定管理者基本協定に定めた額を支払うとありますが、年度協定に定める額が正ではないでしょうか（指定管理者基本協定書第13条第2項参照）	ご認識のとおりです。
業務対価の支払 い方法及び改定 方法	P3	2 業務対価の算定及 び支払方法	(3) 消費税及び地 方消費税	—	—	消費税において、対価Aのことが記載されていないかと思います。	業務対価A及びBの支払い毎に算定します。
業務対価の支払 い方法及び改定 方法	P4～5	3 業務対価の改定	(2) 業務対価Bの 改定	④ 改定方法	—	「±1.5%の変動がある場合は」とありますが、「±1.5%以上の変動がある場合は」と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。